

表3-3 市災害対策本部の編成及び事務分掌

市災害対策本部

職名	担当者	分担事務
本部長	市長	災害対策本部を統轄し、部員を指揮監督する。
副本部長	副市長・教育長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、これを代行する。
本部員	総合政策部長・総務部長・市民生活部長・福祉部長・健康部長・都市整備部長・会計管理者・教育部長・教育部参事・議会事務局長	災害対策本部等に関する要綱第7条に定める事項(本部長・副本部長に事故あるときは、総務部長がこれを代行する。)
本部室付	危機管理課職員	災害対策本部等に関する要綱第9条に定める事項

各部・班

部名	部長	班名	班長	事務分掌		
				【初動期(発災1日)】被災者の人命救助・安全確保	【応急期(2、3日)】被災者生活支援	【復旧期(4日～)】生活再建支援→復旧復興へ
				情報連絡／被害状況の把握／救助・救護、消火／避難誘導	指定避難所・福祉避難所の運営／緊急輸送ネットワークの確保／生活物資の確保・配布	被災状況調査／り災証明の発行／生活相談／保健衛生／ライフライン復旧／通常業務・施設の再開準備
本部 (直轄)	総務部長	本部班	危機管理課長 (副)総務人権推進課長 (副)人事課長	1 本部の設置、閉鎖に関すること。 2 関係機関との連絡に関すること。 3 部員の招集及び派遣に関すること。 4 各部との連絡調整に関すること。 5 現地調査に関すること。(総括) 6 避難指示に関すること。 7 消防の広域応援に関すること。 8 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 9 本部長の命令の伝達に関すること。 10 防災行政無線に関すること。	11 災害救助法の適用に関すること。 12 災害派遣職員に関すること。 13 福祉避難所の開設の指示に関すること。	14 ライフラインの確保に関すること。 15 職員の給与等に関すること。 16 災害対策本部従事者の損害補償に関すること。
		税務班	税務課長 (副)収納課長	1 他部各班の応援に関すること。	2 固定資産の被災調査に関すること。	3 税の減免に関すること。 4 災害時の税制に関すること。 5 被災納税者の調査に関すること。 6 り災証明等に関すること。
		市民班	市民課長	1 行方不明者など遺体の捜索・収容及び埋・火葬に関すること。 2 生活環境班への協力に関すること。	3 他部各班の応援に関すること。	4 埋・火葬の許可に関すること。
総合部	総合政策部長	市政広報班	秘書広報課長 (副)政策推進課長 (副)財政課長	1 本部長、副本部長の秘書に関すること。 2 災害状況の広報に関すること。 3 報道機関との連絡調整に関すること。 4 写真等による情報の記録及び収集に関すること。 5 災害情報及び被害状況の収集、整理に関すること。	6 緊急的な予算措置に関すること。 7 資金調達に関すること。 8 食料、生活必需等物資の調達に関すること。 9 運輸業者との連絡調整に関すること。 10 本部員等の応急食料の取扱い配分に関すること。	11 災害見舞い、視察等に関すること。 12 災害統計に関すること。 13 災害記録の編集保存に関すること。
		施設班	資産管理課長 (副)情報推進課長	1 災害出動のための配車に関すること。 2 庁舎の整備及び庁内停電時の対策に関すること。 3 O A機器類の被害調査及び応急措置に関すること。		4 市有施設の災害対策に関すること。
市民部	市民生活部長	避難所運営班	地域活動推進課長 (副)各市民センター所長 (副)女性センター館長 (副)鶴ヶ島海洋センター所長	1 災害対策本部及び指定避難所との情報連絡に関すること。 2 指定避難所の運営に関すること。 3 避難者に対する情報、指示等の伝達に関すること。 4 指定避難所の情報収集及び伝達に関すること。 5 自治会長との連絡調整に関すること。 6 自治会長からの被害状況報告に関すること。	7 避難者に対する炊き出し及び救護物資の配分の協力に関すること。	
		生活環境班	生活環境課長	1 毒劇物の安全確保に関すること。 2 交通安全に対する関係機関との連絡調整に関すること。 3 交通対策に関すること。	4 し尿処理及び防疫に関すること。 5 ごみの収集、運搬と処理に関すること。 6 動物愛護及び危険動物に関すること。	7 公害の発生防止に関すること。
		商工農政班	産業振興課長 (副)農業委員会事務局長	1 商工業関係被害の取りまとめ、記録及び報告に関すること。 2 農林関係被害の取りまとめ、記録及び報告に関すること。 3 家畜及び家畜施設の被害調査に関すること。	4 食料、生活必需物資の調達及び運搬など支援に関すること。	5 被害商工業者に対する融資に関すること。 6 被災農家の災害融資に関すること。 7 被害農家の営農指導に関すること。

部 名	部 長	班 名	班 長	事務分掌		
				【初動期(発災1日)】被災者の人命救助・安全確保	【応急期(2、3日)】被災者生活支援	【復旧期(4日～)】生活再建支援→復旧復興へ
				情報連絡／被害状況の把握／救助・救護、消火／避難誘導	指定避難所・福祉避難所の運営／緊急輸送ネットワークの確保／生活物資の確保・配布	被災状況調査／り災証明の発行／生活相談／保健衛生／ライフライン復旧／通常業務・施設の再開準備
福祉部	福祉部長	生活救護班	福祉政策課長 (副)障害者福祉課長 (副)こども支援課長 (副)こども支援課主席主幹 (副)保育所長 (副)児童館長	1 福祉関係の被害の取りまとめ及び報告に関する事 2 被災者の救出捜索に関する事 3 要配慮者に関する事 4 現地調査に関する事 5 日赤、その他の関係機関との連絡に関する事 6 児童の避難、救護に関する事 7 被災児童の調査に関する事	8 衣料、食料、寝具、生活必需物資の購入支給に関する事 9 応援団体の誘導に関する事 10 救援物資の受付及び配布に関する事 11 指定避難所の確保及び維持管理に関する事。(福祉避難所の開設・運営) 12 ボランティアに関する事	
健康部	健康部長	市民相談班	健康長寿課長 (副)介護保険課長	1 要配慮者及び被災者の支援に関する事。(福祉避難所の開設・運営に関する事を含む) 2 総合相談窓口の開設及び運営に関する事		
		医療救護班	保健センター所長 (副)感染症対策課長 (副)保険年金課長	1 災害医療救護に関する事 2 医薬品等の調達に関する事 3 病院、医院等の把握に関する事 4 保健所、その他関係機関との連絡に関する事 5 応急救護所の設置に関する事	6 その他保健衛生に関する事 7 市民相談班への協力に関する事	
土木部	都市整備部長	都市計画班	都市計画課主席主幹 (副)都市計画課長 (副)企業立地課長	1 公有建物の被害調査及び災害応急対策に関する事 2 災害応急対策に対する各部各班の応援に関する事	3 被災建築物の応急危険度判定に関する事 4 被災宅地危険度判定に関する事	5 応急仮設住宅並びに応急修理用木材、その他資材の確保に関する事 6 応急仮設住宅の設置及び被災住宅応急修理に関する事 7 住宅関係障害物の除去に関する事 8 公園施設等の災害応急対策に関する事
		土木班	道路建設課長 (副)区画整理課長	1 公共土木施設の災害対策に関する事 2 公共土木施設関係被害の取りまとめ、記録及び報告に関する事 3 河川、道路、橋梁の緊急修理に関する事 4 資材、労力の調達に関する事 5 道路障害物等の除去に関する事 6 飯能県土整備事務所との連絡調整に関する事 7 水防に関する事		
教育部	教育部長 (副)教育部参事	学校班	教育総務課長 (副)学校教育課長 (副)学校教育課主席主幹 (副)教育センター所長 (副)学校給食センター所長	1 総括に関する事 2 学校の被害調査に関する事 3 教職員の非常配備等に関する事 4 児童及び生徒の避難、救護に関する事 5 被災教職員及び児童、生徒の調査に関する事 6 教育施設を利用する指定避難所の資機材の調達に関する事	7 指定避難所の設営及び炊き出しに関する事 8 避難所運営班への協力に関する事	9 児童及び生徒の応急教育に関する事 10 被災児童及び生徒に対する学用品の支給に関する事
		生涯学習班	生涯学習スポーツ課長	1 社会教育施設の被害調査に関する事 2 指定文化財の保護に関する事 3 児童及び生徒の健康管理に関する事 4 社会体育施設の被害調査に関する事 5 部内各班の応援に関する事		6 施設の再開に向けた計画づくりに関する事
支援部	会計管理者 (副)議会事務局長	出納班	会計課長	1 他部各班の応援に関する事		2 金銭の出納に関する事
		協力班	議会事務局議事課長 (副)監査委員事務局長	1 市議会議員との連絡に関する事 2 他部各班の応援に関する事		

備考 各部各班は、情勢に応じ相互に協力しなければならない。

2 災害救助法が適用された場合の体制

担当	対策内容
本部班	・救助法が適用された場合は、県知事の指揮を受けて、救助法に基づく救助事務を補助するものとする。

3 住民の応急活動体制

(1) 地区対策本部の設置

担当	対策内容
自治会 自主防災組織	・震度5強以上の地震が発生した場合は、自治会・自主防災組織は、地区活動拠点（地区集会所等を自主的に選定）に地区対策本部を設置し、災害時の活動体制を整える。 ・地区対策本部は、自治会・自主防災組織の役員、防災担当者等により構成し、地区住民と市及び防災関係機関と連携して応急対策活動を進める。

(2) 災害時の情報連絡

担当	対策内容
地区対策本部	・地区対策本部は、市の被災者支援拠点（小・中学校・高等学校・鶴ヶ島海洋センター）又は情報連絡拠点（各市民センター・女性センター）との連絡体制を整える。

第3項 災害時における施設の利用方針

拠点等	施設機能	利用施設
全市対策拠点	●災害対策の中心機能として災害対策本部を設置、情報把握、方針を決定 ●方針に基づき各班が活動 ●関係機関との連絡調整	市庁舎（代替施設：鶴ヶ島消防署）
	●傷病者の救護	保健センター
情報連絡拠点	●小中学校等の被災者支援拠点と災害対策本部を結ぶ情報連絡の場 ●必要に応じ応急救護所を設置	市民センター・女性センター
被災者支援拠点	●指定避難所の設置、避難者の保護、地区の支援 ●帰宅困難者一時滞在施設の設置 ●情報の収集伝達 ●指定避難所及び各地区に配布する物資供給拠点	小中学校・高校・海洋センター 若葉駅前出張所
地区活動拠点	●自主防災組織、自治会等の活動拠点 ●住民の安否確認、救助・救護 ●被災者支援拠点の物資の配布（各家庭へ）	地区集会所等
活動支援拠点	●他自治体の応援職員の受入	中央図書館
	●ボランティアの受入	農業交流センター
	●自衛隊の受入 ●ヘリポート	運動公園
	●緊急消防援助隊の受入	グリーンパーク（多目的広場2駐車場）
	●救援物資ストックセンターの設置 ●救援物資の受入、配送	バス車庫
生活支援施設	●要配慮者の避難生活の支援（福祉避難所の開設）	市民センター・鶴ヶ島清風高校・女性センター・老人福祉センター・民間（協定先）福祉施設
	●住宅被災者への対応	公園、公有地
その他	●施設被害把握、利用者の安全確保後閉鎖	保育所・児童館・学童保育施設、教育センター
	●遺体の収容、検案、検視等	寺院、民間葬祭施設等
	●災害廃棄物（がれき、粗大ゴミ等）の仮置場	グリーンパーク（多目的広場1駐車場）

図3-2 施設利用と活動体制図

